中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定新規中小企業者の確認） **第十条**　［略］	（特定新規中小企業者の確認） **第十条**　新規中小企業者は、前条各号に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。
2　［略］	2　前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。
3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
［削る］	一　定款
一　登記事項証明書	二　登記事項証明書
二　申請日の属する事業年度の直前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）	三　申請日の属する事業年度の直前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）
三　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（前条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）	四　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（前条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）
［削る］	五　常時使用する従業員数を証する書面
四　申請日における株主名簿	［削る］
	六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類
	4～8　［略］
	第十一条　新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、第一号又は第二号及び第三号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。
	一　［略］
	二　設立の日以後の期間が五年未満の会社であって、設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの
	三　次のいずれかに該当するもの
	イ　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）であって、前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第九条第一項第一号ロ若しくはハに該当するもの
	ロ　設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社であって、前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する

改正後	改正前
	五　常時使用する従業員数を証する書面
	六　組織図（前条第一号ロ又はハに掲げるものに該当するものであることを証する場合に限る。）
	七　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類
	4～8　［略］
	第十一条　新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、次のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。
	一　［略］
	二　設立の日以後の期間が一年以上三年未満の会社（設立の日以後の期間が一年未満の会社であって、設立事業年度を経過しているものを含む。）であって、設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの
	［新設］